

2024 年【令和 6 年】診療報酬改定について

当クリニックの取り組み

当クリニックでは、質の高い診療を提供するために以下の取り組みを行っております

- ・オンライン請求の実施
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・医療 DX の推進のため、電子処方箋の導入を検討しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

これらの取り組みにより、国が定めた診療報酬算定要件に基づき、2024 年 6 月 1 日より診療報酬点数を以下の通り算定いたします。

■医療情報取得加算

オンライン資格確認をおこなう体勢を有しており、当院受診患者様にたいして、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行ってまいります。

■医療 DX 推進体制整備加算

マイナ保険証や電子処方箋の利用で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

■一般名処方加算

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医療品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。一般名処方について、ご不明点などありましたら診察時に医師までご相談ください。

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出ください。

■外来・在宅ベースアップ評価料

医療関係職種により、より良い質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整えて参ります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2025 年 7 月 2 日